

第 7 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和3年2月25日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和3年2月25日(木曜日)

午前9時58分開議
午前11時3分休憩
午前11時6分開議
午後0時3分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第18号)

議案第8号 令和2年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

議案第9号 令和2年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

議案第26号 令和2年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町負担金(地方財政法関係)について

議案第28号 工事請負契約の締結について

議案第29号 工事請負契約の締結について

議案第30号 工事請負契約の変更について

議案第31号 工事請負契約の変更について

報告第4号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告事項

①新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響について

②熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例について

③新規就農者の状況について

出席委員(8人)

委員長 田代国広
副委員長 吉田孝平
委員 前川 收
委員 磯田 毅
委員 濱田 大造

委員 大平雄一
委員 池永幸生
委員 南部隼平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内信義

政策審議監

兼団体支援課長 千田真寿

生産経営局長 下田安幸

農村振興局長 久保田 修

森林局長 古賀英雄

水産局長 山田雅章

首席審議員

兼農林水産政策課長 渡邊泰浩

流通アグリビジネス課長 深川元樹

農業技術課長 酒瀬川美鈴

首席審議員

兼農産園芸課長 井上克浩

政策監 徳永浩美

畜産課長 上村佳朗

農地・担い手支援課長 楮本亮治

農村計画課長 渡辺昌明

農地整備課長 清藤浩文

むらづくり課長 後藤雅彦

技術管理課長 田島 宏

森林整備課長 笹木征道

林業振興課長 山下裕史

森林保全課長 大岩禎一

水産振興課長 中原康智

漁港漁場整備課長 緒方 誠

農業研究センター所長 山下浩次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 門 垣 文 輝
政務調査課主幹 近 藤 隆 志

午前9時58分開議

○田代国広委員長 それでは、ただいまから第7回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

なお、前回、11月定例会の委員会と同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、次第の2に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分け、初めに、議事進行の都合により、農林水産政策課、農村振興局、森林局及び水産局を前半グループとし、次に団体支援課、流通アグリビジネス課及び生産経営局を後半グループとして、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしく願いいたします。

また、マスク等の上入室についても一部制限しており、これに対処するため、本日の委員会の様子をパソコンで視聴できるように庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、竹内農林水産部長。

○竹内農林水産部長 おはようございます。今定例会に提案しております議案の説明に先

立ちまして、2点御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

県産農林水産物への影響につきましては、昨年末の11月から12月にかけての2か月間で、水産物や花卉などで7億円を超える需要減少が発生しております。これにより、令和2年、暦年での総影響額は、111億円を超えることとなりました。

当部では、これまで、関係団体と連携し、生産現場の状況を随時把握しながら、県独自の対策と併せ、国の経済対策も有効活用し、品目に応じたきめ細やかな対策を切れ目なく講じてきました。また、これらの対策等につきましては、生産者の方々に分かりやすい形で県庁ホームページに掲載しているところです。さらに、本定例会においても、ブランド戦略を含む消費喚起等に必要な予算を提案しております。

今後、1月中旬からの本県を含む全国各地で発出された緊急事態宣言の影響なども的確に把握し、必要な対策を講じてまいります。

次に、令和2年7月豪雨災害への対応についてです。

令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランでは、喫緊の取組として、流域全体の総合力による緑の流域治水の実現が掲げられており、1月29日には、関係市町村を含む球磨川流域治水協議会により、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトが取りまとめられました。

農林水産関係では、本定例会に、山地災害の早期復旧と治山施設の整備、地域と連携した田んぼダムの取組、多様で健全な災害に強い森づくりなどを進めるために必要な予算を提案しております。

引き続き、一日も早い被災地の復旧、復興を目指し、部を挙げて取り組んでまいります。

熊本地震からの創造的復興の途上にある

中、新たな感染症と豪雨災害という3つの困難に直面しておりますが、本県の基幹産業である農林水産業の振興を担う部として、これらの困難を乗り越え、生産者の方々が、将来に向け、希望を持って、持続的に農林水産業に取り組んでいただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております議案の概要を御説明させていただきます。

補正予算が3件、条例等関係が5件、報告事項が1件となっております。

補正予算につきましては、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策や総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策のほか、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨災害への対応などによる増額補正、事業費の確定等に伴う減額補正を合わせまして、総額で32億円余の減額補正を提案しております。これにより、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて1,086億円余となります。

条例等関係では、農林水産関係の建設事業の経費に対する市町負担金1件、工事請負契約の締結、変更4件を提案しております。

報告事項では、県が出捐する一般社団法人の経営状況報告が1件です。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

また、その他報告事項といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響、熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例、新規就農者の状況についての3件を御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○田代国広委員長 次に、付託議案について、担当課長から、資料に従い順次説明をお

願ひします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会説明資料、令和2年度2月補正予算及び条例等関係をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和2年度2月補正予算総括表でございます。

農林水産部全体の2月補正予算は、部長の総括説明にもございましたとおり、国の経済対策等に応じた増額補正と事業費の確定等に基づく減額補正を合わせ、補正額(B)の欄の一番下、32億6,200万円余の減額補正で、補正後の総額は、その右隣の計、(A)+(B)の欄のとおり、1,086億3,200万円余となります。

補正予算の詳細につきましては、主なものについて、順次各課から御説明申し上げますが、説明に入る前に、まず、例示といたしまして、35、36ページを御覧ください。

今回の補正予算の中で、国の経済対策に対応するための事業として、36ページ2段目の説明欄の2、農業生産基盤整備事業(R2経済対策分)のように、昨年12月に閣議決定されました防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として実施する施策につきましては、四角囲みで「強靱化」と記載しております。あわせて、総合的なTPP等関連政策大綱に基づく施策につきましては、「TPP等」と記載しております。また、35ページ最下段の1、県営中山間地域総合整備事業費のように、熊本地震からの復旧、復興に関する施策につきましては「熊本地震」、36ページ最下段の災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費のように、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興に関する施策につきましては「7月豪雨」、また、ほかのページで出てまいります。新型コロナウイルス感染症に対応する施策につきましては、「コロナ対策」

と記載しております。

なお、当該予算の一部がそれぞれに該当する場合は、後ろに括弧書きで一部と記載しております。さらに、これもほかのページで出てまいります。新規の事業につきましては、マル新と記載しております。

それでは、戻りまして、2ページをお願いいたします。

農林水産政策課の補正予算でございます。

まず、一番上の段の農業総務費のうち、2段目の職員給与費につきましては、今年度の人事異動等に伴う増について、給与費を確定させるため、補正を行っています。

今回、このような職員の人件費に係る補正予算が、以後、各課ごとに度々出てまいります。いずれも、同様の理由に基づく増減でございますので、各課の分も含めまして、説明は省略させていただきます。

次に、その1段下の農政企画推進費でございますが、説明欄2のグローバル農業交流推進事業につきましては、バリ州との農畜産業技術交流事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、財源として見込んでいたJICA事業の着手が遅れていることにより減額しているものです。

続きまして、65ページをお願いいたします。

令和2年度繰越明許費の設定でございます。

令和2年度繰越明許費につきましては、11月議会にて御承認いただいたところですが、今回、国の経済対策分等を追加し、追加後の設定額は、上段の農林水産業費の計で541億6,800万円余、下段の災害復旧費の計で195億5,000万円で、合計は、一番下の欄のとおり、737億1,800万円余として提案いたしております。

農林水産政策課からは以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○渡辺農村計画課長 農村計画課でございます。

31ページをお願いします。

最下段の国営土地改良事業直轄負担金でございます。

説明欄2の国営土地改良事業直轄負担金は、令和2年度国の経済対策に伴うものであり、国土強靱化、TPP関連として、八代平野地区、宇城地区の事業推進のため、前倒しして実施するものでございます。

説明欄3は、新規事業でございます。

直轄災害復旧事業負担金は、八代市の球磨川にございます国有施設の遙拝頭首工が7月豪雨により被災しました。この復旧を国が行うに当たっての県の負担金でございます。

32ページをお願いします。

1段目の債務負担行為の追加ですが、平成10年以前に採択された国営事業の県負担金は、3年据置きの10年償還となっております。本年度から償還が始まる令和元年度分の県負担金について、令和3年度から令和14年度までの債務負担行為の設定を行うものです。

最下段の農業農村整備調査計画費です。

説明欄2の農業農村整備事業調査計画費は、令和2年度国の経済対策に伴うものであり、国土強靱化関連として実施するものです。排水機場等の県営土地改良事業の調査計画について、前倒しして実施するものでございます。

説明欄3は、新規事業です。7月豪雨関連でございます。

田んぼダム実証実験事業は、水田の排水ますに流量調整用の堰板を活用した田んぼダム等の実験事業に要する経費でございます。人吉・球磨地域で実施することとしております。

33ページをお願いします。

1段目、説明欄の4は、新規事業でございます。

令和2年度国の経済対策に伴う7月豪雨、国土強靱化関連事業として実施するものでございます。

田んぼダム実証実験事業でございます。

水田の用水側、排水側にそれぞれ自動で農業用排水を給排水する施設を設置し、水管理を行うスマート田んぼダム実験事業に要する経費でございます。国のモデル事業であり、球磨郡湯前町で実施することとしております。

農村計画課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

34ページをお願いします。

まず、4段目の国庫支出金返納金ですが、説明欄のとおり、土地改良事業関係の国庫支出金等の返納金で、令和元年度災害復旧事業の繰越事業費の確定に伴うものでございます。

次に、6段目の換地処分清算金についてですが、説明欄のとおり、本年度予定いたしました換地処分の実施地区数が、新たな相続登記の発生等により、令和3年度にずれ込んだことによる減となったものでございます。

最下段の土地改良事業等指導監督費についてですが、説明欄のとおり、土地改良施設資産評価情報整理事業で、土地改良区が所有する資産の評価等を行うものです。本年度実施予定地区だった評価対象事業量の減によるものでございます。

35ページをお願いいたします。

4段目の県営中山間地域総合整備事業費についてですが、主な補正内容は、説明欄の2のとおり、国の経済対策予算のうち、国土強靱化分に対応して、中山間地域における生産基盤整備を実施するものでございます。

36ページをお願いいたします。

1段目の団体営農業農村整備事業費についてですが、説明欄のとおり、補助金の内示減と災害発生により実施要望地区数が減となったものでございます。

2段目の農業生産基盤整備事業費についてですが、主な補正内容は、説明欄の2のとおり、国の経済対策予算の国土強靱化及びTPP対策分に対応して、農地の区画整理や農業用排水施設等の整備を実施するものです。

37ページをお願いします。

1段目の農地防災事業費についてですが、主な補正内容は、説明欄の2のとおり、国の経済対策予算の国土強靱化分に対応して、湛水被害防止施設等の整備を実施するものです。

4段目の県営農地等災害復旧費の債務負担行為の追加についてですが、説明欄のとおり、現在復旧工事を進めています大切畑ダムの地盤や地下水の観測業務を4月1日から実施するために債務負担行為の設定をお願いします。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

38ページをお願いします。

3段目の農政諸費です。

説明欄の1の世界農業遺産推進事業及び2の阿蘇草原再生・しごと創生プロジェクト推進事業は、いずれも新型コロナの影響を受け、イベントなど当初予定した活動を縮小せざるを得なかったことにより、事業費が確定したものです。

4段目の山村振興対策事業費です。

説明欄1の中山間地域等直接支払事業は、市町村の所要額に対応して事業費が確定したものです。

また、2のむらづくり・ひとづくり事業は、今般、国の交付金活用が可能になったこ

とに伴い、財源を更生するものです。

39ページをお願いします。

2段目の農作物対策推進事業費です。

説明欄の1の鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業及び2の鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用関係災害復旧事業は、いずれも市町村等の所要額に応じて事業費が確定したものです。

3の鳥獣被害防止総合対策事業は、国の経済対策を活用するもので、鳥獣被害対策のための侵入防護柵整備への助成を行うものです。

本ページ最下段の国庫支出金返納金は、過年度に整備された山都町にある鳥獣処理加工施設について、模様替えに伴う財産処分が必要になったものです。

40ページ、4段目の県営中山間地域総合整備事業費です。

説明欄の中山間農業モデル地区支援事業は、国庫の内示減に伴い、財源を更生するものです。

5段目の中山間ふるさと・水と土保全対策事業費です。

説明欄の未来につなぐふるさと応援事業は、新型コロナの影響を受け、イベントなど当初予定した活動を縮小せざるを得なかったことなどにより、事業費が確定したものです。

6段目の農地・水・環境保全向上対策事業費です。

説明欄の多面的機能支払事業は、市町村の所要額に対応して事業費が確定したものです。

むらづくり課は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田島技術管理課長 技術管理課でございます。

41ページをお願いいたします。

3段目の地籍調査費でございます。

説明欄1は、国庫内示減に伴う減額補正でございます。

説明欄2は、国の経済対策で、国土強靱化として、土砂災害警戒区域等の災害のおそれがある地域におきまして、八代市ほか4町村が実施する地籍調査に対する助成でございます。

5段目は、債務負担行為の変更でございます。

説明欄の積算基礎資材単価調査業務は、農林水産部が発注する公共工事の積算資料とするため、建設資材の取引価格の実態調査を行うものでございます。4月から業務に取りかかるために、3月までに委託契約をする必要がございますが、建設資材調査の追加に伴い、債務負担行為の変更を行うものでございます。

42ページをお願いいたします。

1段目は、債務負担行為の追加でございます。

説明欄の総合評価方式事前登録審査業務は、総合評価方式による入札事務の効率化を図るため、事前に企業の実態を審査してデータベース化するものでございます。これも3月までに契約する必要がありますので、債務負担行為の設定を行うものでございます。

技術管理課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の43ページをお願いします。

3段目、森林計画樹立費で減額補正をお願いしておりますが、これは、説明欄2のとおり、森林所有者や境界の確認などの活動に対して支援を行う森林整備地域活動支援交付金事業における事業費確定に伴う減でございます。

4段目、森林整備地域活動支援交付金基金積立金につきましては、同基金を財源とした

過年度の支出に関する市町村からの交付金返還及び同基金の運用利益確定に伴う増でございます。

下の1段目、水とみどりの森づくり事業費につきましては、説明欄の1のとおり、新規事業として、令和2年7月豪雨により被害を受けた地域で実施する災害に強い森林づくりのため、土砂の流出の軽減につながる森林整備の実証のモデル事業について、早期に着手するため、増額をお願いしております。

2段目、水とみどりの森づくり税基金積立金につきましては、同税の充当事業における事業費確定及び同基金の運用利息確定に伴う増、3段目、森林環境譲与税基金積立金につきましては、同税の充当事業における事業費確定に伴う増でございます。

45ページをお願いします。

1段目、流域総合間伐対策事業費につきましては、木材加工施設へ原木を低コストで安定的に供給するための間伐や路網整備等につきまして、説明欄1の事業費確定に伴う減のほか、2の国の経済対策を踏まえた増額を行うものでございます。

3段目、造林事業費につきましては、間伐や路網整備等の森林整備に対する助成事業でございます。

森林環境保全整備事業について、説明欄の1の事業費確定に伴う減のほか、3の経済対策を踏まえた増額を行うものでございます。

森林整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

47ページをお願いします。

最下段の林業労働力対策事業費ですが、48ページ2段目の債務負担行為の追加については、説明欄のとおり、くまもと林業大学校を4月から運営するため、必要な経費について債務負担をお願いするものです。

次に、3段目の県産木材需要拡大対策費ですが、説明欄1のくまもとの木を活かす被災家屋復旧支援事業は、木造住宅を建築する工務店等に対し県産木材を提供する事業ですが、従来から行っている事業の一部を7月豪雨被災家屋に限定し、コロナ臨時交付金を活用して新規事業として提案するものです。

49ページをお願いします。

2段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費は、木材加工施設等の整備に対する助成ですが、事業費確定に伴う減額でございます。

50ページの最下段、林道災害復旧費のうち、現年林道災害復旧費については、7月豪雨等により被災した林道施設の復旧を行う市町村への補助ですが、本年1月に災害査定を終え、本年度の事業費が確定したことに伴う減額です。

なお、減額した予算については、令和3年度以降、過年林道災害復旧事業で取り組むこととなります。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

51ページをお願いします。

4段目の水とみどりの森づくり事業費です。

債務負担行為の追加をお願いしています。

これは、森林ボランティア団体等に対して、技術研修や資材、機材の貸出しなど、総合的な活動支援を行う森づくりボランティアネットワーク運営の4月からの業務委託でございます。

最下段の治山事業費は、県が山地災害の復旧や予防等の工事を行うもので、説明欄1の治山事業について、国庫内示減に伴う減額補正をお願いしています。

52ページ、説明欄3の治山事業は、国の経

済対策に伴い、国土強靱化対策として、重要インフラ周辺等の荒廃森林の復旧及びその予防を行うもので、増額補正をお願いしています。

2段目の債務負担行為の追加については、治山事業のゼロ国債に係る追加をお願いするものです。

3段目の緊急治山事業費は、県が梅雨前線豪雨等による山地災害の緊急な復旧工事を行うもので、事業費の確定に伴う減額補正をお願いしています。

4段目の民有林直轄治山事業費は、7月豪雨により発生した山地災害について、芦北地域振興局管内において、国が代行して実施する災害関連事業に対する県負担金の補正をお願いしています。

53ページをお願いします。

1段目の治山調査計画費は、7月豪雨により被害を受けたあさぎり町の清願寺ダム上流域等において、森林からの土砂流出防止を図るため、荒廃森林の調査、必要な治山施設や森林整備の計画の検討に要する経費で、増額補正をお願いしています。

3段目の保安林整備事業費は、県が、保安林において森林の機能を維持、強化するため、森林整備を行うもので、国庫内示減に伴う減額補正をお願いしています。

54ページの3段目、現年治山災害復旧費は、7月豪雨により被災した治山施設の復旧を行うもので、事業費の確定に伴う減額補正をお願いしています。

4段目の直轄災害復旧事業負担金は、7月豪雨により被災した治山施設について、芦北地域振興局管内において、国が代行して実施する災害復旧事業に対する県負担金の補正をお願いしています。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます

す。

55ページをお願いいたします。

5段目、内水面漁業振興費、説明欄の球磨川魚族補殖事業費は、民間企業から寄附を受け、球磨川水系にアユの種苗放流を行う事業につきまして、寄附者である民間企業と事業の在り方について検討を続けてまいりました結果、本年度から県を介さずに取り組むことで合意が得られましたことから、事業を廃止し、皆減するものです。

また、債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、県内河川における主要水産資源であるアユ種苗の放流を天然稚アユの遡上時期に合わせて行うもので、令和3年度当初からの事業実施が必要なため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

最下段からの浅海増養殖振興事業費につきまして、56ページ1段目で債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、ヒトエグサ人工採苗網の量産技術の開発及びクマモト・オイスターの試験養殖用稚貝を生産委託するもので、いずれも令和3年度当初からの事業実施が必要なため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

2段目、水産物流通対策事業費の説明欄1、くまもとの魚緊急販売促進事業は、コロナ対策の新規事業で、影響が続く水産物につきまして、海外渡航ができない中でも輸出の商談を進めるため、現地商社等が商談等に活用する県産水産物のPR動画や販促資材の作成を行うとともに、養殖魚の販売ルートの多角化に向け、海水養殖漁協が行う加工品開発と販路の開拓に対する助成を行うもので、新型コロナ臨時交付金を活用するものです。

説明欄2のくまもとの魚販路V字回復事業、3のくまもとの魚海外市場ターゲット事業及び57ページの4、水産物連携出荷加速化モデル事業につきましてはコロナ臨時交付金を、5のくまもとの魚学校給食提供推進事業

は国庫補助事業を活用し、いずれもコロナ感染拡大の影響で落ち込んだ水産物の需要喚起や販路拡大を図るための事業で、事業費の確定に伴う減額でございます。

58ページ、1段目、水産資源保護育成事業費、説明欄1、有明海・八代海再生事業は、有明海4県連携の取組で進めております有明海の特産魚介類の増殖技術開発につきまして、事業費の確定による減額でございます。

2段目で債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、マダイ、クルマエビなど水産動物の種苗の生産を委託するもので、最適な時期に放流を実施するため、令和3年度当初からの事業実施が必要なことから、債務負担行為設定をお願いするものです。

59ページをお願いいたします。

2段目、漁業取締費で債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、漁業取締事務所が牛深で使用する施設につきまして、令和3年度から令和5年度まで賃借するため、債務負担行為設定をお願いするものです。

59ページ最下段からの水産研究センター費につきまして、60ページ、説明欄6、漁業調査船「ひのくに」代船建造事業は、老朽化した漁業調査船の代船を建造するもので、昨年10月に竣工し、事業費が確定したことによる減でございます。

最下段、現年共同利用施設災害復旧費は、7月豪雨で被災した共同利用施設の災害復旧事業に係る経費で、事業費確定による減でございます。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○緒方漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

主な内容について御説明いたします。

資料の61ページをお願いいたします。

下から1段目の漁港関係海岸保全事業費につきましても、右の説明欄1、漁港関係海岸保全事業費(市町村漁港建設費補助)にありますように、市町村に対する間接補助金で、事業費確定に伴う減でございます。

62ページをお願いします。

3段目の漁港管理費につきましては、一般財源をコロナ対策の交付金に財源更正するものでございます。

4段目の漁港施設機能強化事業費につきましては、右の説明欄2にありますように、物揚げ場の耐震化等、漁港施設の機能強化に要する経費で、塩屋漁港への国補正分、経済対策分として、今回補正をお願いするものでございます。

5段目の国庫支出金返納金につきましては、右の欄にありますように、海域漂流物・海岸漂着物等地域対策事業費確定に伴う国庫支出金の返納金でございます。

63ページをお願いします。

1段目の漁村再生整備事業費につきましては、右の説明欄にありますように、活力ある漁村の再生を進めるための施設整備等に要する経費で、今回補正をお願いするものです。

2段目の漁港関係港整備事業費につきましては、説明欄の2、3、水産物供給基盤機能保全事業費にありますように、施設の長寿命化対策の実施による更新コストの平準化及び縮減に要する経費で、市町村及び県におきまして、国補正分、経済対策分として、今回お願いするものでございます。

64ページをお願いします。

1段目の市町村等負担金返納金につきましては、右の説明欄にありますように、漁港漁場整備事業費確定に伴う市町村への負担金返還金でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

66ページをお願いいたします。

ここから条例関係等の議案について御説明をいたします。

まず、66ページでございます。

議案第26号、令和2年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町負担金についてでございます。

農業農村整備事業関係の建設事業の実施に伴い、市町負担金を徴収する必要があり、表の事業名欄に記載の地域密着型農業基盤整備事業の2つの事業について、新たに実施箇所が生じたため、地方財政法第27条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

67ページをお願いいたします。

議案第28号、工事請負契約の締結についてでございます。

第一海路口地区排水対策特別事業の実施に伴う工事請負契約の締結についてです。

工事名が第一海路口地区排水対策特別事業第1号工事です。工事内容は、排水機場の下部工事でございます。工事場所は、熊本市南区海路口町地内です。工期は、契約締結の翌日から令和5年3月23日までとしております。契約金額は、6億7,650万円で、契約の相手方は、佐藤・五領建設工事共同企業体で、代表者は、佐藤企業株式会社の代表取締役大畑秀樹でございます。契約方法は、一般競争入札でございます。

69ページをお願いします。

議案第29号、工事請負契約の締結についてでございます。

金剛地区農村地域防災減災事業の湛水防除事業の実施に伴う請負契約の締結についてです。

工事名が金剛地区農村地域防災減災事業（湛防）第2号工事他合併です。工事内容は、排水ポンプ設備の製作据付け工事でございます。工事場所は、八代市南平和町地内です。工期は、契約締結の翌日から令和5年3月1

日までとしております。契約金額は、7億4,833万7,568円で、契約の相手方は、株式会社荏原製作所九州支社支社長太田賢一です。契約方法は、一般競争入札でございます。

71ページをお願いいたします。

議案第30号、工事請負契約の変更についてでございます。

平成31年2月議会において議決されました大切畑地区県営農地等災害復旧事業第1号工事の請負契約につきまして、工事内容の変更により、契約金額について、7億3,748万1,195円を8億7,840万4,881円に変更するものです。

72ページをお願いします。

工事の概要は、2、議案である工事の概要に記載しているとおり、仮排水トンネル605メーターを施工するものです。

変更理由は、3、主な変更理由に記載のとおり、トンネルの掘削の一部区間で想定以上の岩盤が確認されたことから、掘削工法の変更が必要になったこと、掘削面からの湧水が発生したため、トンネルの裏込めコンクリートの材料変更が必要になったこと、昨年7月の豪雨等により、工事の一時中止が必要となり、この中止期間の現場維持費の追加と排水処理工の追加が必要となったものです。

73ページをお願いいたします。

議案第31号、工事請負契約の変更についてでございます。

令和2年2月議会において議決されました松の木堰地区農業水利施設保全合理化事業第2号工事他合併の請負契約につきまして、積算単価の変更により、契約金額について、4億8,070万円を4億8,123万2,367円に変更するものです。

74ページをお願いします。

工事の概要は、2の議案である工事の概要に記載しているとおり、ゲート設備の製作据付け工事を行うものです。

変更理由は、3の主な変更理由に記載のと

おり、当初契約日に適用される最新工事積算基準で設計変更する特例措置に基づき、鋼材単価の適用年月日を設計書の作成日である令和元年10月から当初契約締結日の令和2年2月に変更することで、増額となるものでございます。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、付託議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

なお、本日は、先議の委員会でもありますので、付託議案を中心に、できるだけ簡潔に質疑応答いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。

○前川収委員 41ページ、技術管理課の最下段の債務負担行為の変更について、積算基礎資材単価調査業務ということで、今回提案されておりますけれども、基礎資材というのは、別に、この農林水産部だけじゃなくて、土木部もあるでしょうし、資材として見れば、建設工事を発注するところは、全部、教育庁もそうでしょうし、そういうところは、全部一緒だと思うんですけども、これは、農林水産部だけでやってるんじゃないくて、県庁一括でやったことの中で、その部ごとに分けて、予算を出し合っつけてつくってあるのか、それとも何を調べるのかで違うんでしょうけれども、農林水産部しか使わないと分かっている資材だけを調べていらっしゃるのか、ちょっとその違いについて、第1点お尋ねをします。

それともう一つ、50ページの林業振興課なんですけれども、現年林道災害復旧事業、最

下段で事業費確定に伴う減ということになっておりますが、これ、7月豪雨災害を絡めて考えていくと、林道の復旧もこれからでしょうから、大変たくさんやっていかなきゃいけないし、治山事業のほうも、これから——林道がないとできないところもたくさんあるでしょうから、順番からいえば、やっぱり基幹林道を早く復旧し、その上で、今度は治山関係で治山事業に取り組んでいくということになると思います。今緑の流域治水という言葉が使われておりますけれども、その森林、林業をどう復興させていくかということとは、多分、7月豪雨災害の球磨地域、球磨川流域地域の復興の大きな鍵になるというふうに思ってます。創造的復興というキーワード、これは、熊本地震だけじゃなくて、この7月豪雨災害にも当てはまるというふうに思っておりますけれども、その取組の中であって、新たに、ちょうどゼロエミッション、吸収源対策の話も出てきているわけで、大きく言えば、グリーンニューディールとは何ぞやという世界の話でいけば、緑の流域治水だけじゃなくて、グリーンニューディールという部分の話でいけば、どうやって緑を再生していくのか、そのことによって経済性をどうつくっていくのかということまで考えていかなければいけないというふうに思っております。そのことを考えると、今だからできる、また、被災地域だからできることとして、私は、CO₂の吸収源対策としてある森林ですね、この森林の整備をクレジットにして、民間の企業の皆さん方が、吸収源対策として買っただけということをしていただかないと、多分、木材は、これから吸収源対策で出てくるでしょう。要するに、切って使ってもらわないと吸収源対策にならない。新たに新植していかないと吸収源対策にならないわけですから、そのためには切らんです。切るためにこの林道の復旧とか治山とかをどんどんやってもらわないと切れないんですけれど

も。切って出します。切って新植しないと、吸収源対策にならない。

ところが、切れば切るだけ材がたくさん出るわけですね、市場に。そうすると何が起きるかという、市場単価が下がるんです。材価が下がる。材価が下がると、林業家はもう立っていかなくなるんですね。出せば出すだけ材価が下がります。去年の7月に材価があつと下がりました。季節的なものもありますが、コロナで全然需要が伸びない状況、これ今でも続いているんですけれども、非常に材価が厳しいという環境になってしまった。厳しくても材を出さないと、吸収源対策にならない。そうなるのとっかで行き詰まりますね、経済効果としては。

そこで、やっぱり緑の流域治水という前提、ニューディールというのであれば、これは既存の考え方としてあるわけでありすけれども、その緑をちゃんと吸収源対策をクレジットにして、そして民間企業であったり、そういう人たちに協力していただくと。で、財価が下がった分の差額を埋めていくと、そして山を回していくという発想をですね、どこでもやらなきゃいけない発想なんだけれども、これは今球磨地域の中で、グリーンニューディールという言葉が出ていますから、まだ目玉的なものは何にも見えてないんですね、はっきり言うと、グリーンニューディールの中においては。ぜひ、そういうものを農林水産部の中で取り上げてもらえれば、とてもありがたいなというふうに思っています。

若干議案から外れておりますけれども、申し訳ありませんが、お考えを伺えればと思います。

○田島技術管理課長 技術管理課でございます。

前川委員の最初の41ページ、資材単価の契約手法ということで御質問がありました。

これにつきましては、県全体で共通する——土木部が中心になるんですけども、それで、農林水産部の共通して使う資材単価につきましては、過年度のそれぞれの工事件数の割合で費用を負担しまして、契約は、土木部のほうで一括して契約していただくこととしております。

今回の件につきましては、農林水産部で独自で使う資材、使用資材でも砕石等で農林水産部で使う分もありますので、そういった特殊な資材、農林水産部で使う分をまとめて、これにつきましては、農林水産部の方で契約ということで、資材の使用頻度といいますか、使用する資材を分けて、共通のものは、基本、土木の方で契約していただく、で、農林水産部独自の方で使う資材につきましては、農林水産部で契約しているという状況でございます。

以上でございます。

○笹木森林整備課長 前川委員から、クレジット制度を使って、森林について、温暖化の観点からも民間資金を呼び込んでいったらいのではないかというような趣旨での御発言だったように感じています。

クレジット制度につきましては、当県は、おおよそ10年ぐらい前から県有林でクレジット制度に取り組んでおりまして、今までおおよそ4,600トンぐらいのCO₂をクレジット化しました。それを今も連々連々売っているような状況でございまして、そもそもこの事業を始めたきっかけというのは、やはり県がお金を呼び込もうというよりは、どちらかというと、県下の民間の団体のほうに、利殖のノウハウだとか、そういうものを普及させようと思って始めたというふうに承知してございます。

ですので、我々とすれば、そういった今までやってきた部分もありますので、特に今回被災地では、球磨村の方では、クレジット制

度をどんどん活用していこうとか、そういう話もあるやに聞いていますので、そうしたところで知見をお伝えしたりしていかなきゃいけないのかなと。

ただ一方で、そのクレジット制度は、経産省だったり、農水省だったり、あとは環境省だったりの所管の制度でございます。それで、削減分を売買するというのは、認められた削減分を売買するというものなのですが、一方で、課題として、その森林分野の方——例えば我が県有林では、1トン当たり5,000円程度でクレジットを販売しております。なんですけど、一方では、ほかにクレジットは森林だけで取れるわけじゃなくて、例えば、その既存のボイラーを、より温室効果の排出削減に寄与するようなボイラーに替えたりしても、あと、太陽光発電なんかにして、それで削減するということでも取得できます。その部分のクレジットが、例えば、オークションなんかに出てるんですけども、500円とか1,500円とか、大分トン当たりの価格が違って、やっぱりその価格競争というところの部分の課題もあります。

そういうようなところで、まだ伸び悩んでいる部分はあるんですけども、我々としても、将来につながる取組であると考えておりますので、特に球磨村だったりとか、そういう新たに取り組もうとしているところの後押しになるように普及に取り組んでいきたいと思っております。

○前川収委員 最初の積算基礎の資材単価の話なんですけれども、今の御答弁でいけば、農林水産部独自の資材ですね。要するに、農林水産部しか使わない資材分は農林水産部で調査をしているという話ですけども、何なのかなと、私ちょっと想像がつかないんですけども、まあ、いいです、いいです。何であるかは別として、そんなにたくさんは多分ないだろうというふうに思いますので、こ

こはもう一括して、例えば、土木部が一括してやっている中に、これとこれとこれとこれもやってくれという話でやったほうが、別契約でやるよりもはるかに効率的になるんじゃないかなというふうに想像いたしましたので、その件御検討いただくか、御答弁があればお願いします。できない理由もですね。

それと、もう一つのクレジットの話なんですけれども、確かにまだ——でも、もう10年前からやってるんですよ。それがなかなか普及しない。それは値段の問題もいろんな問題もあると思います。

ただ、やっぱりその10年前と今と何が違うかということ、本県においては、一昨年、知事が、もうカーボンゼロにするという宣言をなさいましたし、昨年、我が国としても、菅総理が、カーボンニュートラル、2050年目指すということを明確におっしゃったわけでありまして、その一つのツールとして、森林整備クレジットというものにもう一回光を当ててほしいなというふうに思っているんです。

10年間、あまり普及しなかったことは、それは経済性もあるんでしょうけれども、それはそれで理由があるんだろうと思いますので、その理由の解明も含めてやってほしいということと、それからいろんな、例えば、太陽光とかボイラーを替えるとか、そういったやつは、もうかなり進んでいると思うんですね。それでもやっぱりまだやっていかなきゃいけないという部分の間で考えれば、十分グリーンクレジットというのは考え得るチャンスだと思っております。

これは、おっしゃったとおり農林水産部だけの話じゃなくて、せつかく緑の流域治水、グリーンニューディールという言葉まで使って、当該地域の災害復旧、それを発展的にやりましょうという話をしてるんだから、ぜひ、その取組を日本のモデルとなるような取組をぜひやってもらいたいと思います。

民有林の世界にもそれを持ってきてほしい

んです。今やってらっしゃるのは公有林だけだと思しますので、民有林もそれが成り立つという形をつくらないと、さっき言った、いわゆる材を出しましょうという話と整合しなくなってしまう。途中で行き詰まります。回らなくなる。出れば出るだけ材は安くなると。安くなったら、森林所有者も林業の施業者も立っていかないということになるわけですから、その間を——もちろん森林環境税というものもありますけれども、それらも交えながら民有林のほうで考えてもらえればと思います。そちらはもう結構であります。ぜひ課題として受け止めてください。最初のやつだけ。

○田島技術管理課長 御指摘ありがとうございます。

農林水産部独自で使うというのは、具体的には、ちょっと碎石の話をお話ししたんですけども、あと、実際農業関係で使うのはパイプですね。用水のパイプラインとか、そういった資材。そのほかにもちょっとあるんですけども、林務の方でも、林道、治山でちょっと使う資材等があるということで、今は、その分については農林水産部独自でやっているんですけども、共通の部分は、先ほど申しましたように、土木部が一括してやっていますので、その辺り全体の事務効率を含めて土木と一緒にできないか、その辺りを今後ちょっと土木部と協議して進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○前川収委員 そんなに大きく違うものではないし、VP管だってVU管だって、それはあんまり変わらないと、碎石だって、そんなに極端な違いがあるとはどうも思えないので、できれば一緒にしたほうが、多分効率的に調査の単価が下がってくると思いますので、ぜひ効率的にやることを、部長、検討し

てみてください。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○大平雄一委員 32ページの田んぼダムについて、もう少し教えていただきたいんですけども、人吉、球磨のほうで実証実験を行われるというようなことですが、気象状況とか、いろんな雨の降り方とか、そういったことで、この検証実験っていうのがどういった形で行われるのかなと。ほかの地域でも、こういった田んぼダムの活用というものができるのであれば、ほかの地域でも実証実験をされないのかということと、検証結果については、大体いつ頃をめどに教えていただけるかというところを聞きたいんですけども。

○渡辺農村計画課長 田んぼダムにつきましては、水田ごとに設置してございます排水ますに専用の堰板を設置することによりまして、豪雨時に一時的に雨水を水田の中にためると。ためることによりまして、下流に流れている水の量を、ピークを遅くしたり、あるいはピークをカットしたりする、そのような効果があるというふうに認識しております。

田んぼダムにつきましては、今回、人吉・球磨地域でモデル的に270ヘクタールほどをやるようにしております。その中では、例えば人吉・球磨地域では特産の葉たばこがございまして、あるいはミシマサイコという薬草もございまして、そういった中で、葉たばこ、ミシマサイコは、水を非常に嫌う作物でございまして、田んぼダムをやることによって、その作物にどういう影響があるのかということも含めて検証したいというふうに思っております。

また、あと、水田の貯水の効果ですね。それと流下する量の効果、そういったものも含

めてやっていきたいというふうに思っています。

あと、効果の検証でございますけれども、来年度から2か年かけて実施しようというふうに考えておまして、その2か年間の成果を踏まえて、もちろん、学識経験者とかそういった方々に、検討委員会というのを立ち上げて入っていただきまして、検証することとしております。

そういった検討結果を踏まえて、球磨地域、まだ残り相当面積がございますので、まずは球磨地域で広げていきたいというふうに思っております。また、その成果がはっきりと現れましたら、県内のほうにも広げていけたらなというふうに考えております。

以上でございます。

○大平雄一委員 分かりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 関連で申し訳ないですが、この田んぼダムって何メートルぐらいたまるんでしょうか。どのくらいたまるのか教えてください。

○渡辺農村計画課長 農村計画課です。

田んぼダムにつきましては、そもそも田んぼの畦畔の高さというのがございます。いわゆるあぜでございますけれども、その高さが水田の高さより30センチぐらいになっているところでございます。ですので、現在、通常、水稻を作付されているときには、10センチあるいはそれぐらいの水位があるわけでございますけれども、それから雨が降っても、最大たまって、やはり畦畔の高さ、残りの30センチから10センチを引いた20センチぐらいが最大の高さと考えております。ただし、あまり水位を上げてしまいますと畦畔からオーバーフローしてしまいますので、できれば

10センチから15センチぐらいが貯留する水深かなというふうに考えております。

○濱田大造委員 これ全国で先行事例っていうのはあるんでしょうか。

○渡辺農村計画課長 先行事例としましては、新潟県の方で10年ほど取り組まれておまして、1万5,000ヘクタールほど取り組まれているというふうに聞いております。ただし、新潟県の場合は、本県の今回取り組みます球磨地域と違まして、水田の単作地帯でございますので、一帯が田んぼダムに取り組みまれても、それほど他の作物に影響がないのかなというふうに考えております。

なお、田んぼダムにつきましては、水田を活用してやるという仕組みでございます、一般的に河川の工作物として設置してございます遊水地とはまた全然考え的にはちょっと違うものでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 ありがとうございます。

55ページと56ページに関連してなんですが、まず、クマモト・オイスターの事業、ずっと続けられて、まあ本当に期待してんですが、これ何年前から始まったのかと、今効果っていうかですね、どのくらい成果が上がったのかをもう少し詳しく教えてください。

それと、56ページのくまもとの魚販促ですね。魚の販促に関してなんですが、私も湯島とか以前釣りに行ったときに、漁師さんといろいろお話したら、天然の魚が非常に捕れて、マダイを捕ったことがあるんですけども、悩みとしては、何で熊本産のマダイという天然のマダイがブランド化できないんですかと聞いたら、魚は、もう本当、ブランド化するのは、もう皆さんも御承知のとおり非常に難しいと。何が難しいかという、魚の捕れる日というのは集中しまして、漁師の皆さ

んが魚の捕れる日は、もう本当何百匹も捕れちゃうと、マダイは。それを売りに行っても、みんなが捕れた日は、マダイの値段が下落して、全然もう本当もうからないと。

昔は、10年、20年前は、料亭とか、かっぱう屋さん、飲食店に持っていったら、仲買通さずに、いい小遣い稼ぎになったと、収入源になったと。今もう本当コロナで、飲食店もどこも買ってくれない。スーパーでもなかなか売れない。スーパーには、イオンとか、ああいう大手には、マダイを売り込もうとしても、一定数をもう毎日確保しないと天然の魚って買ってくれないんだそうですね。ブランド化は本当にできないと。だから、養殖のマダイのほうが値段はむしろ高いっていう、こういう本当、そしたらどうしたらいいんでしょうねって話で、もう終わっちゃってるんですけども、今そういう事情は、県の職員の皆さんも詳しく御存じだと思うんですが、今どういう視点でこういう魚価を上げていこうという取組をされているのか、もうちょっと詳しく教えてください。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

まず、1点目は、クマモト・オイスターについてでございます。

クマモト・オイスターにつきましては、試験的なもの——内部の試験適合のことを始めたのは平成19年ぐらいからになります。本格的に事業という形で始めましたのが平成22年からになりますので、もう10年近くになっております。大変、クマモト・オイスターという名前も含めて、ブランド品として期待をされているということで来たところでございますが、なかなかちょっとうまく進んでいないと。夏を越せないというところが最大の課題としてずっと残っておりまして、その結果、商品として出せるサイズまでなかなか大きく育てることができないというところが課題と

なっております。

この2年間、新しい夏を越す技術というところで、うまく越せるような形になりつつあります。ですので、今年の夏を越したものが、今までで最高——最高と言っても4万個程度になりますけれども、越えて今出荷ができるようになってきたと。

実入りがよく、大体、3月から4月、5月のゴールデンウィーク前までがオイスターのシーズンになります。はしりという形で、2月の4日から販売を今年の方は開始したところですが。本格的な販売は3月ぐらいになると思います。生食用で食べることを前提にしておりますので、本来、オイスターバーであったりとか、そういったところを狙って販売戦略を今まで立てておりました。

ただ、コロナという形で、そういったところでの販売とか販促がなかなか難しいという形になっておりますので、今ECサイトを使っての販売であったりとか、いろいろそこを今考えているところです。数量的にも、なかなかまだ産業という形にはちょっとなり切れてない部分がありますけれども、一生懸命——売れるようになって、少し生産者の方もモチベーションも上がってきていただきましたので、そこをちょっと頑張らせていただきたいというふうに思っております。

続いて、天然魚——魚のブランド化というところでございますけれども、いろんな産地、タイだったら明石とか、その名前のついたタイというのがいろいろございます。それぞれがあるんですけども、委員御指摘のとおり、捕れる、捕れないというのが物すごく天然魚の場合はございます。

今回のコロナの中でも——ですから、捕れてどんと出すと安くなりますので、コロナで安くなったのか、捕れ過ぎて安くなったのか、その辺が天然魚は物すごく分かりにくいというところもあるところでございます。

以前、養殖魚のほうの質があまりよくなか

った頃というのは、もう天然魚との歴然とした差がありましたけれども、そういった養殖魚の品質が上がってきた中で、コンスタントに出せる養殖魚のほうを確かに好まれているというところもありますし、料亭とかが厳しいというところで、天然魚を旅館に直で出されている業者さんというのが量感が止まるということですから、その緊急事態宣言が出た4月、5月、その旬の時期に重なって、去年のマダイとかがかなり厳しくなったというところではあります。

取扱いをいろいろ変えるという形で差別化をするというところがあれば、少し売りに出せる、何かこう特徴を出していくと、マダイという形——例えばマダイという、どこのマダイでも同じような形ではなくて、何か取扱いがちょっと違うとか、何か物語をつけていくことで少しずつでも売っていくようなことを考えていきたいというふうに考えているところではあります。

以上でございます。

○田代国広委員長 委員の皆さんにお願いいたします。

質疑する場合には、論点を整理されて、手短かにお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えをいたしますので、しばらく休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時6分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、後半グループ各課の付託議案について、担当課長から、資料に従い順次説明をお願いいたします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔にお願いいたします。

○千田政策審議監 団体支援課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

4段目の農業近代化資金等助成費の説明欄の農業経営負担軽減支援資金助成費及び5段目の農業信用基金協会出資金の減額につきましては、いずれも貸付実績に伴う減額となります。

最下段の認定農業者等育成資金助成費の減額につきましては、説明欄の県低利預託基金貸付金におきまして、国からの融資枠配分が要望を下回ったことによるものでございます。

次の段の債務負担行為の追加につきましては、この貸付金を令和3年度当初から実行できるよう追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。

1段目の経営対策資金助成費につきましては、説明欄の令和元年度、令和2年3月に知事専決処分により創設しました新型コロナウイルス対策経営安定資金について、当時、一般財源により予算化し、令和2年度に繰り越したところですが、その後手当てされた国の対策臨時交付金を活用するため、改めて予算を付け替えるものです。

2段目の国庫支出金返納金につきましては、説明欄の過去に融資した農業改良資金の国庫補助金の返納分が予定を下回ったことによるものでございます。

6段目の農業共済制度等普及推進費につきましては、説明欄のとおり、新規事業で、今回のコロナ禍による影響や7月豪雨被害を踏まえ、球磨川流域を中心に、農業保険の加入促進を行う県農業共済組合への事業費に対する助成で、コロナ対策臨時交付金を活用するものでございます。

5ページをお願いいたします。

2段目の林業金融対策費は、説明欄1の林業振興資金貸付金の貸付実績に伴う減額と、2の新型コロナウイルス対策経営安定資金（林業）につきましても、先ほどと同様、国のコロナ対策臨時交付金を活用した予算の付け替えでございます。

最下段の水産業協同組合指導費につきましては、説明欄1の赤潮特約掛金補助の加入者の増に伴う増額と、説明欄2の水産団体経営安定総合対策事業の漁協の合併事例が発生しなかったことなどに伴う減額、さらに6ページの1段目、説明欄の3、漁業共済加入促進支援事業の漁業共済加入者増に伴う増額といったこれらの理由によるものでございます。

2段目の漁業近代化資金融通対策費、また、3段目の金融対策費の説明欄1の漁業経営維持安定対策事業費、2の資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援事業は、いずれも貸付実績に伴う減額でございます。

説明欄3の新型コロナウイルス対策経営安定資金（漁業）につきましても、先ほどの農業、林業と同様、国のコロナ対策臨時交付金を活用した予算の付け替えでございます。

7ページを飛ばしまして、8ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金につきましては、貸付実績による減額でございます。

下から2段目の債務負担行為につきましては、木材産業等高度化推進資金を令和3年度当初から貸付けできるよう設定するものでございます。

9ページを飛ばしまして、10ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金につきましても、貸付実績による減額となります。

団体支援課は以上でございます。御審議よ

ろしくお願いいたします。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

11ページをお願いいたします。

上から3段目、農産物流通総合対策費の説明欄を御覧ください。

いずれも事業費確定に伴う補正等となっております。このうち、3、6次産業化総合支援強化事業につきましては、6次産業化に伴う施設整備に係る補助で、約1.6億円の予算を計上しておりましたが、新型コロナウイルスの影響等で投資規模が縮小されたことなどにより、約6,200万円の減額補正となっております。

下の12ページでございますが、上から2段目の段、国庫支出金返納金の説明欄1、くまもとの6次産業化総合対策事業国庫返納金でございますが、これは、補助金で整備した野菜加工施設を民事再生手続により財産処分したため、補助事業者から返還された補助金相当額を国庫に返納するものでございます。

なお、裁判所の認可により、返還は10回の分割払いとなっておりますため、後議で御審議いただく令和3年度当初予算にも計上する予定でございます。

次に、13ページをお開きください。

下から2段目、新しい農業の担い手育成費の説明欄、企業の農業参入トータルサポート事業につきましては、農業参入企業の誘致のための経費でございますが、県外出張を取りやめたこと等に伴う旅費等の減額補正となります。

流通アグリビジネス課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

14ページをお願いいたします。

最下段の土壌保全対策事業費でございます。

主に、説明欄1の環境保全型農業直接支払事業の事業費確定に伴う減額によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

令和3年度当初から継続して業務の委託を行う必要があるため、熊本型特別栽培農産物認証業務ほか2つの認証業務委託の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

次のページ、最下段の試験研究費は、説明欄1の耕種部門試験研究費と、次の17ページ、2の国立研究開発法人農研機構などの外部資金委託研究費の受託試験の減少による減額でございます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上農産園芸課長 農産園芸課でございます。

19ページをお願いいたします。

1 段目、農業気象対策事業費、説明欄の1、阿蘇火山等防災特産対策事業です。

ハウスビニールの張り替えなどを実施いたしました。事業費確定に伴う減でございます。

2、園芸産地における事業継続強化対策事業(R2経済対策分)です。

新規事業で、強靱化対策関連でございます。

災害に強い園芸産地の形成に必要なハウス補強や防風ネット等の設置に取り組む助成でございます。

2 段目、米麦等品質改善対策事業費、説明欄の麦・大豆等水田農業の生産体制強化事業(R2経済対策分)です。

新規事業です。水田に作付される麦、大豆の団地化の推進や新品種への切替えなど、生産体制強化を行う生産団体などへの助成です。

下のページ、1 段目、野菜振興対策費、説

明欄の2、野菜価格安定対策事業です。

野菜価格の安定対策のため、野菜価格が低下した場合に補給金を交付するための資金造成を行うものです。

本年度の必要資金造成額が確定したことに伴い、予算の増額とその下の支払い保証に必要な債務負担限度額の引上げをお願いするものです。

21ページをお願いいたします。

3 段目、生産総合事業費、説明欄の1、強い農業づくり支援事業です。

事業要望に対し、採択箇所が少なかったことによる国庫内示減です。

2、国産農畜産物供給力強靱化対策事業(R2経済対策分)です。

コロナ対策関連です。大型集出荷施設などの事業費確定に伴う減です。

3、強い農業づくり支援事業(被災産地施設支援対策)です。

7月豪雨関連でございます。予定していた箇所全て他事業を活用されたため、事業費確定に伴う皆減となりました。

4、産地パワーアップ事業です。

機械のリース導入や遮光資材導入などの助成です。事業確定に伴う減です。

次のページの1 段目、説明欄の5、産地パワーアップ事業(R2経済対策分)です。

T P P等関連です。収益性向上に一体的かつ計画的に取り組む産地の生産体制強化に向けた選果場や低コスト耐候性ハウスなどの施設整備に対する助成です。

2 段目、水田営農活性化対策費、説明欄の3、水田リノベーション事業(R2経済対策分)です。

新規事業であり、コロナ対策、T P P関連でございます。

水田作物の輸出など需要創出、拡大のため、野菜の加工製造ラインなどの機械、施設の整備に対する助成です。

最下段、現年共同利用施設災害復旧費、説

明欄の農業共同利用施設災害復旧事業です。

7月豪雨関連です。予定していた箇所全て他事業を活用されたため、事業費確定に伴う皆減となりました。

農産園芸課は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

23ページをお願いいたします。

下から2段目の畜産総合対策事業費でございます。

説明欄1及び2の畜産クラスター事業は、今年度の事業費確定に伴い減額を計上するものと、国が令和2年度経済対策で予算化したことを受けて、県でも予算化をお願いするものでございます。

最下段の畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

説明欄1の家畜改良増殖総合対策事業と2の畜産経営復旧緊急支援事業は、両事業とも事業費確定に伴い減額を計上するものでございます。

下の説明欄5のくまもとの畜産活力向上対策事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた県産畜産物のブランド力向上などに向けた取組に対する助成でございます。

品評会の相次ぐ中止などで低下した生産者の意欲向上や消費拡大イベント等による県産畜産物へのファン獲得を目指すもので、国のコロナ臨時交付金を活用して実施するものでございます。

中段に債務負担行為の追加もお願いしております。

説明欄の家畜改良増殖総合対策事業は、肉用牛の種雄牛造成の推進や改良組織の育成強化を行うもので、4月から業務を委託することから債務負担行為を設定するものでございます。

最下段の畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄1の家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、肉豚及び鶏卵の価格変動による農家の損失を補填するための基金造成に対する助成ですが、事業費確定に伴う減額と事業期間が終了した肉用子牛生産者補給金の無事戻しによる財源更正でございます。

3の畜産総合対策事業は、共同利用施設整備を実施する団体等に対し助成するものでございます。

待ち受け予算として確保しておりましたが、本年度は要望がなかったため減額計上しております。

25ページをお願いします。

中段に債務負担行為の追加をお願いしております。

説明欄の畜産経営技術高度化推進事業は、畜産農家に対して経営技術の総合支援を行うもので、4月から業務を委託することから債務負担行為を設定するものでございます。

最下段の畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。

説明欄4の「くまもと黒毛和牛」トップブランド戦略対策事業は、くまもと黒毛和牛の認知度向上及びブランド力向上に向けた取組に対する助成でございます。首都圏等での販売店拡大や全国的な認知度向上を目指すもので、国のコロナ臨時交付金を活用して実施するものでございます。

26ページ、3段目の家畜保健衛生所整備費でございます。

説明欄の家畜保健衛生所施設整備事業は、城南家畜保健衛生所の重要備品購入が消費・安全対策交付金の対象となったことから、国庫充当により財源更正を行うものでございます。

下段の家畜衛生・防疫対策事業費でございます。

説明欄2の家畜衛生管理指導事業（R元経済対策追加分）は、事業費確定に伴い減額を

計上するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

27ページをお願いします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費、説明欄の2つの事業は、農地集積に向けた市町村や農業公社等の取組に対する助成でございます。農地集積協力金や人・農地プラン策定事業など、事業費確定に伴う減でございます。

その下の段、農業委員会等振興助成費は、農業委員会等の事業推進に対する助成ですが、農業委員や農地利用最適化推進委員の活動費などの事業費確定に伴う減でございます。

下のページ、2段目の農業改良普及推進費、説明欄、農業次世代人材投資事業は、就農給付金の交付事業でございますが、事業費確定に伴う減でございます。新規の申請者が見込みを下回ったことや交付対象者の所得が基準を超過したため、交付額が減少したことなどによるものでございます。

最下段の農業構造改善事業費ですが、次のページ、3までの3つの事業は、担い手の農業用機械や施設等の導入に対し助成する事業でございます。

28ページ、1の担い手づくり支援交付金事業は、今年度の通常事業でございますけれども、国庫内示減に伴う減額でございます。

29ページ、2の強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)は、7月豪雨の復旧事業でございますが、事業費要望の増加に伴う増額、3の担い手確保・経営強化支援事業につきましては、国の経済対策に対応しました新規事業でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○井上農産園芸課長 農産園芸課でございま

す。

76ページをお願いいたします。

報告第4号、一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要を説明いたします。

次の77ページをお願いいたします。

この法人の設立目的は、1、基本情報、(1)のとおり、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の支援事業などを実施し、本県果樹農業の発展を図ることを目的としております。

中段下、2、令和元年度決算の概要についてです。

緊急需給調整特別対策事業などを実施する公益目的事業会計、法人の管理運営を行う法人会計に区分しております。

まず、事業活動の収支を表す一般正味財産の当期経常増減額は、(C)欄のとおり、公益目的事業会計が395万円余の減、法人会計は487万円余の増です。

県の補助金が該当します指定正味財産増減額については、(K)欄のとおり、公益目的事業会計が3万円余の増で、法人会計は増減なしでございます。

これにより、正味財産期末残高は、下から2段目、J+M欄の合計のとおり、1億6,420万円余となり、最下段、H+K欄の合計のとおり、当期正味財産増減額は、96万円の増となり、適正に運用されていると考えております。

次ページ、3の事業実績についてです。

(1)のア、緊急需給調整特別対策事業は、ミカンの価格低下時の対策ですが、令和元年度は販売価格が堅調に推移したことから、事業が発動されませんでした。これに伴い、補給金の交付もありませんでした。

(2)のア、果樹経営支援対策事業は、優良品目、品種への転換などを支援する事業です。面積合計130ヘクタールで実施され、補

助金1億6,126万円余が交付されました。

また、イ、果樹未収益期間支援事業は、優良品種への転換や新植した際の未収益期間の経費を支援するもので、1億7,859万円余が交付されました。

農産園芸課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、付託議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 21ページですね。農産園芸課。

強い農業づくり支援事業（被災産地施設支援対策）ということで、予算24億円が皆減ということで減額されたということで、先ほどの説明では、何か事業を違う事業に乗り換えるという話でありましたが、説明を聞いて、どれに乗り換えられたのがよく分からなかったもので、乗り換えられたことで、丸々24億円分が乗り換えられてるのかとか、どの事業で乗り換えられたのかということについて教えていただければというふうに思います。

もう1つありましたね、皆減っていうのが。

それは、22ページの農業共同利用施設災害復旧事業、7月豪雨分、これ事業費確定に伴う皆減ということで、これも事業が全くなかったわけではないと思いますので、どういう乗換えをなさったのか御説明をいただければと思います。

それともう1つ、すみません、畜産課。

いよいよ、この委員会の中でも御指摘させていただきましてけれども、25ページ、最下

段、マル新の「くまもと黒毛和牛」トップブランド戦略対策事業ということで450万円組んでいただいておりますが、県内の黒毛和牛の一つのブランド化ということで、先ほど魚の話もありましたけれども、せっかくたくさんつくられて、いい牛ができていのに、なかなかブランドがたくさんあり過ぎて、それを統一ブランドにするのが難しいという話でありましたが、今回この予算が組まれておりますけれども、具体的にどういう形ができたのかを教えていただければありがたいと。簡単に結構ですので、よろしく願いします。

以上です。

○井上農産園芸課長 農産園芸課でございます。

まず、強い農業づくり支援事業の被災産地施設支援対策ですが、これにつきまして、2つとも事業は組んで——需要額も調査し、準備を進めてまいりましたが、まず、なりわい再建支援補助金、この事業が全部該当することになりましたので、こちらが4分の3の事業でございました。それで、強い農業づくり支援事業は、県上乘せで6割なものですから、そちらの事業が有利ということで、皆様そちらの方を選択されたと。

ただ、少額な施設もありました。調べてみると、建物全部を改築しなきゃいけないというような話だったんですが、いざいざやってみると、中の改修だけで済むとか機械の入替え一部だけで済むというような話でありましたので、そういうものは保険に入っておられますと、その保険を活用されるとかそういう形で、全て予定で上がってきた分は、いろいろ——なりわい補助金もうメインなんですけれども、その少額のほうは保険とかを活用されて皆さん事業をなさったので、2事業とも今回活用がなかったということでございます。

○上村畜産課長 令和2年6月から県内の牛肉銘柄を持つ団体や企業と調整を行いました。畜産関係団体や企業畜産等で構成するくまもと黒毛和牛のブランド力向上に向けた検討会を8月に立ち上げました。それ以降4回の検討会をしまして、あと、銘柄を持つ組織等にも働きかけを行いました。

結果として、県内に存在する10銘柄を結束しまして、オール熊本で認知度向上に取り組んでいこうということ、それともう1つ、統一ブランド、くまもと黒毛和牛の新ロゴマークをつくって売り込んでいきたいと思いますことまで合意ができました。ですので、予定としまして、3月19日ですけれども、県庁地下大会議室で発表イベントを開催することとして今準備を進めております。

先ほどの新規事業につきましては、それをスタートとして、令和3年度から首都圏等に売っていこうと思っております。

○前川収委員 皆減でちょっと心配したんですけれども、なりわい補助金をお使いいただくことがほとんどだということで、予算としては、じゃあ商工労働部のほうに予算が行ったということで、代替の予算がここに出てないのは、当たり前っちゃ当たり前でしょうけれども、よく分かりました。はい。

ちょっと心配したのは、途中でもう諦められて、やめたということなのかなと思ったものですから、そうやってちゃんと手当てができていると、より有利な形でやっていただいているということであれば、結構でございます。ありがとうございます。

それから、くまもと黒毛和牛というブランド名で10銘柄全部集まったというお話ございましたね。ぜひ、そうやって、これから先、もちろん下にはもともとのブランド名もつくという話は伺っておりますけれども、将来的には、くまもと黒毛和牛ということで、どんどん——まあ少しずつでしょうけれども、統

一されていったほうが、それぞれの生産者にとってプラスになるという戦略をやっぴりずっと今後も続けていっていただければというふうに思いますので、しっかり頑張ってください。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○池永幸生委員 まず、後ろから行きますが、78ページですね。

いろんな事業をやって、イのところですけれども、やはりこの経営農家、果樹、小さい店ですけれどもやって、今熊本で取れる物すごい有名なのが、やっぱりイチゴとデコポンではなかろうかなと。そういったこの事業に対してどのような説明をされているのかと。

もう1つ、20ページですね。

野菜の価格安定。やっぱり本当聞くと、農家の方たちが、作物が植わったやつを耕さなければならぬような低価でおられる。やはりこういったこともやっておられるならば、いろんな手だて、いろんな指導によって、また、いろんな販路先を見つけることによって、もっと安定した価格ができるのではなかろうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○井上農産園芸課長 78ページの果樹未収益期間支援事業とか果樹経営支援対策事業、まさにデコポンもそうですけれども、かんきつの需要が、非常に樹勢が落ちて、品目が落ちていたり、いい品質に変えたり、あるいはそれを伐採して植え替えるといったときに、どうしても未収益期間が出てしまいますので、そういう期間をしっかりと、この(2)の一般補助事業のAとIの事業で、農家の方をサポートするというので、よりよい果実が取れる、いい品質の果実が取れる、先生がおっしゃったとおりで言えば、デコポンは、「肥

の豊」という新しい品種とかがありますので、そういうものに転換していただかなきゃいけない。そういうとき、この事業を活用していただけるということになっております。

それから、20ページの野菜価格安定対策につきましては、確かにいいものを作って売るときに、どうしても乱高下がございます。需要と供給のバランスが一時的に崩れまして、価格が下落するときがございます。

こういうとき、非常に、この事業を使いまして、価格が下落した場合のその分の収入を補填するということになっておりまして、これ、セーフティーネットの分なんです。

そのほかに、ほかの事業を活用しまして、需要喚起対策であるとか、品質向上対策を打ちまして、一体となって野菜の高品質で、そして売れるものを作ります。

ただ、どうしても下落する場合に、この事業がセーフティーネットとして働くということです。それだけ野菜の場合は取れて足が早いものですから、腐れてしまうので、そういうものに対しての手だてをしっかりとしているということが、この事業を活用しているということでございます。

○池永幸生委員 畑ではその状態の野菜があるんですね。だけど、お店に寄ったらやっぱりもう買いたいニーズがあるんですね。そのギャップをどういった形で埋めることはできないかなと思うんですよ。例えば、捨ててしまうような白菜でも、お店に持ってこられたら100円、150円で売れるんですね。その情報をつかむ、そして安定感を持たせるというのは可能ではなからうかなと思うんですけれども。

○井上農産園芸課長 どうしても、野菜の場合は、一時的に気候が、例えば、今年の11月の下旬ぐらい暖かくなってしまいました。あの時期になりますと、白菜とかキャベツが一

気に大きくなってしまって、非常にいいものなんですけれども、これが市場に流れ込みますと、市場ではもう受けこなせない、いわゆる消費者ももう食べこなせないぐらいの量になってしまいますので、そうすると非常にもう厳しいんですね。

ですから、そういう出荷体制の安定対策みたいなのも、やっぱり区分しながら、皆さん少しずつ作期をずらしながら作ってはいるんですけれども、特に露地野菜の場合は、一回暖かくなることで、この間みたいに1週間分、2週間分、前に倒れますので、その分非常に厳しくなりますので、そのとき、やっぱりこういう安定対策を取らざるを得ぬということで、普通は、先生おっしゃるとおり、作期をずらしながら、きちっと需要と供給に合わせた作型してるんですけれども、いかんせんやっぱり天候に左右されますので、そういうときは、致し方ありませんけれどもということです。ただ、その予測はしてまして、スーパーあたりとも話はしてありますが、どうしても一時的に増えるときがあるということでございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 3点ございます。

まず、19ページの新規事業で、麦・大豆等水田農業の生産体制強化事業、これ新規事業になっていますが、これまでも、麦、大豆、いろんな事業をやってきたと思うんですが、新規事業として、これまでの施策とどこが違うのか教えてください。

次ですね、20ページの下段の花弁の支援事業なんですけど、コロナで花が売れないって県もいろいろアピールしてきたと思うんですが、生産農家が困っているのに、事業費がもともと少ない中で、また減額ということなんですけど、これ大丈夫なのかなというふうに率直に思っちゃうんですが、その辺どうなっ

るのか教えてください。

あと、最後1点ですね。

22ページ、これも新規事業でして、水田リノベーション事業ってちょっと何なのかなってよく分からないんですが、水田の作物で想像するのはレンコンなのかなとか思ってしまうんですが、中国から安いレンコンが入ってきた場合、その辺の事情、ちょっとどうなってるのか教えてください。

○井上農産園芸課長 まず、麦・大豆等水田農業の生産体制強化対策事業ですが、これまでは、これ、水田に作付される麦、大豆の団地化を進めよう。背景として、やはり麦、大豆は、非常に国産需要は高いんです。国内の産地をつくってくれという、生産者側というより、需要者側というか、消費者側が国産のものを求められるという傾向がありますので、それを進めるための団地化であるとか、あるいは新品種への切替え、こういうものを進めたいということになってまして、これに特化した、今回、事業組みを急ぎやらなきゃいけないもんですから、国が補正をかけてやっていただけるということですので、それに手を挙げるという形になります。

続きまして、20ページのくまもとの花ステップアップ事業ですが、これおっしゃるとおり、今花は非常に価格が低迷しております、それにつきましては、花の装飾展示を行ったり、いろいろこう我々も支援している最中なんですけれども、この事業、これだけではなくて、中にハードの施設、例えば冷蔵庫であるとか、そういうものの支援をするという事業も入っております。そういうものは、今非常に逆に厳しい経営環境に置かれてますので、手を挙げられた方が手を下ろされたというようなこともございますので、その分がここに減額になったということでございます。

続きまして、水田リノベーション事業、こ

れは、輸出を進めようということで国がお考えになっている事業でございます、水田作物ですので、熊本県、水田にトマトでもナスでも何でも作ってありますので、水田に植わってれば何でもいいということでございます。

その中で、例えば、今野菜が、やはり国産野菜が求められていたりしますので、野菜の加工ラインの整備などについて、この事業でできるということで、今回進んでいくということでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第8号、第9号、第26号及び第28号から第31号までについて、一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

なお、本日は、先議の委員会でございますので、説明は要領よく簡潔にお願いいたします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会報告資料、①新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響について御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

冒頭の部長の総括説明にもございましたとおり、昨年末の11月から12月の2か月間で、養殖魚や花卉等の県産農林水産物において、約7.3億円の需要減少が生じています。

前回試算を行った10月までの影響と合わせて、令和2年の1年間で、その影響額は、総額111.2億円となります。

2 ページ、3 ページを御覧ください。

これらの影響に対しまして、これまで、品目ごとに、きめ細やかに、かつ切れ目なく、生産流通対策や消費喚起策を講じてきたところであり、農林漁業者に対する支援策について、関係団体を通じて周知、活用促進を図るとともに、県庁ホームページに支援策一覧として掲載、随時更新しております。あわせて、価格が低下した際に、生産者に価格差補給金を交付する価格安定制度も品目ごとに取りそろえられております。

4 ページを御覧ください。

その他、県独自の金融支援制度や持続化給付金、経営継続補助金等の国の支援制度も積極的にPRし、農林漁業者に対し活用を促してきました。

本日2月補正として計上させていただいた施策以外でも、下から3段目の事業継続・再開支援一時金事業のような県事業や最下段の国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業のような国の直接採択事業等も周知を図ってまいります。

農林水産政策課は以上でございます。

○千田政策審議監 団体支援課でございます。

その他報告事項の②について説明させていただきます。

1 枚めくっていただいて、本2月定例会に先議分の議案第24号として、商工労働部から熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の制定について提案してありますが、当農林水産部も関連がございますので説明させていただきます。

1 枚めくっていただいて、条例案の概要になります。

国の交付金であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、使途として、例外的に保証料補助や利子補給について基金の積立てが認められています。

本条例は、影響を受けた中小企業者及び農林漁業者の資金繰りを支援するため、国のコロナ対策臨時交付金を活用し基金を設置及び運営に必要な事項を定めるものでございます。

施行期日は、公布の日としています。

なお、2月補正予算において、下の枠内にありますように、当基金積立額43億円余を商工労働部から提案していますが、うち5,500万円が農林水産部の所管のコロナ対策資金の今後の利子補給、保証料補助に係る部分となっております。

団体支援課は以上でございます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

その他報告事項、③新規就農者の状況についてでございます。

ページを開いていただいて、1 ページでございます。

今回の調査期間は、令和元年5月から令和2年4月までの期間でございます。

全体の概要でございますが、新規就農者は431人で、前期から3人増加しました。就農形態別では、新規学卒者、Uターンが増加しており、また、新規参入者は減少しております。

す。

3者の合計、新規自営就農者でございますが、グラフのグレーの部分でございます。

10人増加をいたしまして、251人ございました。一方、法人等への新規雇用就農者でございますが、7人減少し、180人となりました。

全体として増加はしておりますけれども、低調な結果となりました要因としましては、今回の調査期間は、まだ景気がよくて、就職環境が好調な時期でございました。ほかの産業との競合状態にあったというものと分析しております。

下のページでございます。

年齢別の状況でございますが、20代が163人と最も多く、次いで30代の127人、10代を含め39歳までで全体の4分の3を占めております。

就農形態別に見ますと、新規学卒者は、20代で多く、Uターン就農者は、30代、新規参入、新規雇用は、20代、30代で多くなっております。

次に、3ページでございます。

地域別の状況でございますが、菊池地域が新規雇用就農者を中心に74人と最も多く、次いで熊本、八代の順となっております。

下の4ページでございます。

部門別でございますけれども、施設野菜が新規自営就農を中心に128人と最も多く、次いで畜産となっている状況でございます。畜産は、新規雇用の割合が多くなっております。

次、5ページでございます。

農業次世代人材投資事業の活用状況でございますが、交付対象となります50歳未満230人のうち、46%の106人が交付を受けております。

なお、参考に示しておりますけれども、令和元年度の交付実績は、引き続き全国トップとなっている状況でございます。

下の6ページでございます。

新規就農者の定着状況でございますが、表の右端に、就農5年目までの離農率について記載をしております。

前回よりも0.6ポイント上昇し、3.2%となっております。非農家出身者の新規参入就農者のほうが若干高い結果となっておりますけれども、農家出身と同様に定着している状況でございます。

新規就農者の概要は以上でございますが、実は、今年度は、新型コロナ等によりまして、就農相談者が昨年度の2.4倍となっている状況でございます。引き続き、新規就農者対策にしっかりと取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○田代国広委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 報告の1番の新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響についてということで、しっかり品目ごとに影響状況をまとめていただいております。ありがたく思っております。いろんな手当てをずっとやってきていただいておりますけれども、最終的に、実施中のもの、終了したものの、それぞれあります。

ぜひ、これお願いでありますけれども、今からコロナがどう動いていくかというのはよく分からないと思いますし、若干コロナの状況とそれから経済状況がずれながら来るということもあるのかもしれませんが。県内の農家の実態をしっかり目をみはっていただきながら、適宜適切な手当てをしっかりとやっていただきたいなというふうに思っておりますし、期待もいたしております。

そこでありますが、説明資料の一番最後の紙の事業継続・再開支援一時金事業、これは、国の事業では、国がやってくれる、いわ

ゆる休業手当をもらえない産業の中で、50%以上の減収があった皆さんに、個人で20万円以内、法人で40万円以内という一時金が出されるという事業であります。

なかなか、ずっとこの説明を聞いてても、50%というのは半減ですから、農家にとって半減したというところはあまりないんじゃないかなというふうに思ってます、一般産業とは少し違うんじゃないかなと思ってます。利用があればいいんでしょうけれども、例えば、影響が45%でしたとか3割減だったといっても、50%になってないと、それはこの事業は使えないわけでありまして。でも、これは国の基準で他の産業とも同じように横並びになっているので、50%というのが外せない、変えられない、簡単には変えられないというふうに思いますが、そういう状態になったときは、やっぱりこれは別メニューかなんかでも考えていただいて、これに全部乗せていくということは多分厳しいだろうと思えますけれども、農家の実態がとても厳しい場合には、これ以外のメニューも少し考えていただければという、これはお願いベースの話でありますので、ぜひ、もしお考えがあればよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、報告の3番の新規就農者の状況についてですけれども、やっぱりコロナの状況というのは、産業形態とか我々の考え方そのものも少し変化が出ているということで、先ほど御報告があったとおり、今年はとても相談者の数が多いということで、ある面ではチャンスというんですかね、農家をしっかりと育てていくチャンスだなというふうに受け止めております。

ただ、ずっと一生懸命努力をして、国内トップクラスの新規就農者の数をずっと維持していただいておりますが、全国トップクラスの熊本であっても、このままいけば、大体農家の数って、10年後、20年後どうなるんだろうと。多分統計ぐらいはつくってらっしゃる

というふうに思います。で、その統計結果がどうであれ、その数、今の数がもっと増えたほうがいいんでしょうけど、今の数を維持していくためには、1年当たりどのくらい新規就農者が増えていかないと、入ってこないと維持できないのか、その数字がもし分かれば教えていただければと思います。

○楮本農地・担い手支援課長 大変ちょっと難しい御質問でございました。

昨年度末だったと思いますけれども、農業センサスが公表になりまして、委員がおっしゃるとおり、熊本県は、非常に、北海道に次ぐぐらいの後継者が残っている状況でございます。

ただ、一方では、そう言いながらも、やはり非常に厳しい状況ということございまして、平均年齢も今65歳程度になっておりますし、60歳以上というのは6割ぐらいだったかと、すみません、もし間違ったらあれなんですけれども、そのぐらいだったというふうに記憶をしております。

そういう中で、どうすればということでございますが、今年から取り組んでおります経営継承事業あたりでしっかり農家の資産というのを引き継ぎながら、熊本の農業をしっかり守っていくというような取組をしているところでございますが、実際どのくらいという中で、私たちがちょっと数字として持っていますのは、一応、認定農業者、法人の皆様方々、現在1万人ちょっといらっしゃいますので、そういう方々が中心になって、今熊本の農業を回しているのかなというふうに思っております。

そういう方々について、雇用だとか、従業員、ほかの人が必要な場合は、外国人も含めてですけれども、そういう体制でやっていく中で、認定農業者、法人の1万人を確保すればどうにかなるのかなというふうに考えております。

そうした場合に、平均で40年サイクルとしたときに、年間、独立就農される方で、一応300人としますと、40年間で1万2,000人ぐらいになりますので、基本300人は少なくとも確保していく必要があるのかなというふうに考えております。

農業計画の中でも、一応、認定農業者1万人というのをきちっと明記しておりますので、当面はそれをきちっと確保できるように取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○前川収委員 そういった全体的な数の把握もなされながら、この新規就農者を増やしていくという計画をつくっていただいているということで、少し安心をいたしました。

もちろん、職業選択は、我が国においては自由でありますから、どなたがどの仕事を選ぶかと、それはもう完全に憲法上自由になっているわけでありまして、おっしゃったとおり、しっかり農家の数を維持していくということは、食料安全保障という前提においても非常に大事なことでありますし、その1万人規模が妥当かどうかちょっと私も分かりませんが、そういった農業者の数を維持していくというために、年々、毎年毎年、もちろん離農される方もいらっしゃるわけでありまして、御高齢でやめられる方もいらっしゃるわけですから、そのサイクルをしっかりと分析してもらいながら、高齢化率もとても高いわけでありまして、その高齢化率も含めて、例えば、10年後一遍に70歳、70何人がぼんとやめるとか、何かこういう波が、今その年齢構成だけ言えばですよ、ずっと右に動いていけば、高齢者になれば、その6割の65歳以上の方が、10年経ったら75歳、15年経ったら80歳と、この方たちがやめると、さっきの1万人がどんと減るという話にもなるのかもしれないというふうに思いますので、どうぞ詳細に分析し

ていただきながら、その数字どおりにはならないとは思いますが、そういった目標設定をしていただいて、その目標を達成するためには、どういう政策が必要かということも掘り下げていただきながら、ぜひ新規就農者数を減らさないように——なぜ新規就農者が必要かということの理屈も言わないと、そういう全体構図になってるんだということも誰も知らないままで話をしたら、なかなか前に進まないと思いますので、よろしく願います。答弁は要りません。

以上です。

○竹内農林水産部長 新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、県議会の御協力等もいただきながら、これまで現場とも意見交換をしながら、こういった制度をつくらせていただいているところです。

また、今回お示しさせていただいておりますけれども、先ほど前川委員のほうからありましたように、食料安全保障の観点からも、価格補填制度というのが仕組みとして制度化されています。このあたりは商工なんかとはちょっと違う状態にあります。

そういったことも含めまして、本県を支える基幹産業としての農林水産業が、継続的にコロナに負けずに行けるように、現状、地域との、生産者との意見交換であったり、あるいは市場の動向を常に注視しているところです。そういったのを含めて、こういった影響額というのを outsizing させていただいております。

今後、その産業として非常に大変な状況になった場合には、その状態に応じて、商工のこの制度に全て乗るのではなくて、農林水産関係の制度についてもしっかりと考えていけるように、今市場の動向等もしっかり見ているところがございます。決してもうここだけということではございませんので、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○前川収委員 お願いします。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○濱田大造委員 すみません、1点基礎的なことを教えてほしいんですが、この新規就農者に関してなんです、2年前に法改正して、農業分野にも、外国人労働者、単純労働として働けるようになってますけれども、この数字の中には外国人も含んでなんですか。その辺を教えてください。

○楮本農地・担い手支援課長 この中には外国人は含まれておりません。

基本的に、この中で出ておりますのは、新規学卒、Uターンというのは分かりますけれども、新規就農者は、農家以外からの方々が農業に参入されるだとか、農家出身者でも、実家の経営とは別に独立をされる方々ということでございますし、新規雇用につきましては、法人に雇用される方々ということで定義づけて調査をさせていただいております。外国人の方々については、この中では現在のところは含まれてないという状況でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、今定例会においては、3月に後議分の委員会もありますので、本日は、急を要する案件についてのみ質疑をお願いしたいと思います。

また、本日は、出席職員が限定されておりますので、この場でお答えできない場合には、後日回答させていただきます。

それでは、委員から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望等が1件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第7回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後0時3分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長